別表六の二（十五）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第１項から第３項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。第６号において同じ。）開始の日の前日における租税特別措置法第68条の15の３第１項第２号及び第２項第２号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、「基準雇用者割合 (2)/(1)」(3)の欄は、記載を要しない。

3　「当期税額基準額 (4)×10又は20/100」(9)の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の９第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

4　「地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×(14)（(5)＜(6)の場合は０）」(15)の欄は、「基準雇用者割合 (2)/(1)」(3)の欄が0.1以上である場合又は第２号の場合に該当する場合にあつては「20万円又は」を消し、その他の場合にあつては「又は50万円」を消すこと。

5　「地方事業所特別基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十五)付表一「17」の合計）(21)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第68条の15の３第３項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の同条第５項第10号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載すること。

(2)　各連結法人において別表六の二（十五）付表一「19」の欄に数の記載がある場合には、当該各連結法人にあつては、その数を同表「17」の欄の数として合計すること。

6　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が１年に満たない場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(21)＋(別表六の二(十五)付表二「13」)(22)」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×当該連結親法人事業年度の月数/12」として記載すること。